

「総合評価落札方式（若手技術者育成型）落札者決定基準」

1. 落札者決定の方法

落札者は、長崎県建設工事総合評価落札方式（若手技術者育成型）試行要領（平成25年6月25日 25建企第199号）15及び16の規定に基づき決定する。

2. 落札仮決定者の決定方法

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」をもって入札に参加し、次の（1）～（2）の要件に該当する者のうち、「3. 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札仮決定者とする。

なお、落札仮決定者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札仮決定者を決定するものとする。

ただし、落札仮決定者となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格及び最低制限価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札仮決定者とすることがある。

（1）入札価格が予定価格及び最低制限価格の範囲内であること。

（2）評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

$$\text{基準評価値} = (\text{標準点} / \text{予定価格}) \times 100,000,000$$

なお、予定価格の単位は円とする。

3. 総合評価の方法

評価値は、次の算出方法により算定する。

（1）評価値の算出方法

$$\text{評価値} = [(\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}] \times 100,000,000$$

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は端数処理を行わないものとする。

ただし、表示は、小数第3位までとする。（小数第4位を四捨五入）

（2）標準点と加算点

標準点及び加算点は、技術資料を適切に提出した入札参加者に与えられる点数で、標準点は100点とし、加算点の満点は20点とする。

（3）加算点の算出方法

加算点は、「（4）評価の基準」に基づき評価を行い、以下の算出方法により算定する。

$$\text{加算点} = \text{評価点数の合計値}$$

（4）評価の基準

別表のとおり。

別表 評価の基準（標準例）【一般土木工事・若手技術者育成型】

評価項目	評価内容	配点例	評価基準
施工計画			
「重点的に配慮すべき事項」 施工時における品質管理について 施工時における安全管理について 工程管理について	○設計図書を満足し、発注者が求めた「重点的に配慮すべき事項」に対し、現場条件に即し、配慮すべき事項が適切かどうかで評価する。	4 0	A：適切 B：不適切
配置予定技術者（現場指導員）の能力（注） ※現場指導員を配置しない場合は、申請した配置予定技術者の評価点数とする。 その際に、配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。			
配置予定技術者（現場指導員）の施工実績	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。 ○元請の主任（監理）技術者または現場代理人（1級または2級施工管理技士等）として従事したものとする。	0.7 0.35 0	A：同種工事 B：類似工事 C：なし
配置予定技術者（若手技術者を配置しない場合）の資格	○ 資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による1級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか） ○ 上記（1）～（3）のいずれかの取得後の年数とする。	0.7 0.53 0.35 0	A：1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後5年以上 または技術士取得後3ヶ月以上 B：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3年以上5年未満 C：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3ヶ月以上3年未満 D：その他
現場指導員の資格	○ 資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による1級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか） ○ 上記（1）～（3）のいずれかの取得後の年数とする。	0.7 0.53 0.35 0	A：1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後20年以上 または技術士取得後3ヶ月以上 B：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後18年以上20年未満 C：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後15年3ヶ月以上18年未満 D：その他
企業の施工能力（注）			
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	0.9 0.45 0	A：同種工事 B：類似工事 C：なし
工事成績の評定	○公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間の当該工事と同一工事種類の工事成績評定の平均点とする。 ○対象工事は長崎県環境部自然環境（保緑）課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社により発注されたものとする。	0.4 0.3 0.2 0.1 0	A：80点以上 B：75点以上 80点未満 C：70点以上 75点未満 D：65点以上 70点未満 E：65点未満、または工事成績評定なし
優秀工事表彰	○公告日の属する年度の直前10ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。 ○下請表彰は、機関長表彰として評価する。	0.2 0.1 0	A：知事表彰または部長表彰 B：機関長表彰 C：なし
年間受注高の状況 （注：公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。）	○ 年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。 ・比率＝年間受注高÷年度平均完成工事高（小数第3位切り捨て） ○ 年間受注高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。（随意契約工事は除く。） ・ 落札決定日が、公告する工事の公告日の前日から1年間遡った期間にある工事の落札決定額（当初請負契約額）の合計額とする。 ○ 年度平均完成工事高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事で元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。 ・ 工事完成日が公告日の属する年度の直前5ヶ年度の期間にある工事の最終請負契約額の5ヶ年度平均完成工事高とする。 ・ 2億円未満については、2億円として比率算出する。	0.5 0.42 0.33 0.25 0.17 0.08 0	A：比率 0.25未満 B：比率 0.25以上0.5未満 C：比率 0.5以上0.75未満 D：比率 0.75以上1.0未満 E：比率 1.0以上1.25未満 F：比率 1.25以上1.5未満 G：比率 1.5以上

評価項目	評価内容	配点例	評価基準
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	※発注形態が単体の場合 ○ 当該工事施工場所の旧市町村（平成14年度時点の79市町村）内または、施工管内における主たる営業所の所在とする。 ○ 入札参加資格者名簿の管内に掲載されている「主たる営業所」の所在地が、他の旧市町村（平成14年度時点の79市町村）へ変更となった場合、変更後の所在地が入札参加資格者名簿に掲載された日から公告日が1年未満の間は、変更前の旧市町村に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。 ※発注形態が共同企業体の場合 ○ 施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。 ○ 「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告日が1年未満の間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。（入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。） 注）以下に示すものは「主たる営業所」に該当しない。 ・「県内業者の営業所の取扱いについて」（平成24年12月26日24監第259号、24建企第491号）に基づく承認の通知を受けている営業所	1.1 	

(注) 「配置予定技術者（現場指導員）の能力」・「企業の施工能力」の評価項目を追加及び削除した場合は、配点を修正すること。
 なお、その際、合計は10点とすること。

別表 評価の基準（標準例）【一般土木工事・若手技術者育成型】

評価項目	評価内容	配点例	評価基準
施工計画			
「重点的に配慮すべき事項」 施工時における品質管理について 施工時における安全管理について 工程管理について	○設計図書を満足し、発注者が求めた「重点的に配慮すべき事項」に対し、現場条件に即し、配慮すべき事項が適切かどうかで評価する。	4 0	A：適切 B：不適切
配置予定技術者（現場指導員）の能力 （注）	※現場指導員を配置しない場合は、申請した配置予定技術者の評価点数とする。 その際に、配置予定技術者を2名申請した者の評価点数は、評価点数の総計が低い方の技術者の評価点数とする。		
配置予定技術者（現場指導員）の施工実績	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した公共工事 で、同種工事・類似工事に該当する施工実績。 ○元請の主任（監理）技術者または現場代理人（1級または2級施工管理技士等）として従事したものとする。	0.7 0.35 0	A：同種工事 B：類似工事 C：なし
配置予定技術者（若手技術者を配置しない場合）の資格	○ 資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による1級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか） ○	0.7 0.53 0.35 0	A：1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後5年以上 または技術士取得後3ヶ月以上 B：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3年以上5年未満 C：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後3ヶ月以上3年未満 D：その他
現場指導員の資格	○ 資格の種類 (1) 法による1級土木施工管理技士 (2) 法による1級建設機械施工技士 (3) 技術士法による技術士の下記①～⑤部門のいずれか ① 建設部門 ② 農業部門（選択科目「農業土木」） ③ 森林部門（選択科目「森林土木」） ④ 水産部門（選択科目「水産土木」） ⑤ 総合技術監理部門（選択科目「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」のいずれか） ○	0.7 0.53 0.35 0	A：1級土木施工管理技士もしくは1級建設機械施工技士取得後20年以上 または技術士取得後3ヶ月以上 B：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後18年以上20年未満 C：1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士取得後15年3ヶ月以上18年未満 D：その他
企業の施工能力（注）			
企業の施工実績 ※評価内容の「同種工事・類似工事」の条件を必ず設定すること。	○公告日の属する年度の直前15ヶ年度に完成した長崎県内の公共工事、同種工事・類似工事に該当する施工実績。	0.8 0.4 0	A：同種工事 B：類似工事 C：なし
工事成績の評定	○公告日の属する年度の前年度の9月30日から遡った2年間の当該工事と同一工事種別の工事成績評定の平均点とする。 ○対象工事は長崎県環境部自然環境（保護）課、水産部、農林部、土木部、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社により発注されたものとする。	0.3 0.23 0.15 0.08 0	A：80点以上 B：75点以上 80点未満 C：70点以上 75点未満 D：65点以上 70点未満 E：65点未満、または工事成績評定なし
優秀工事表彰	○公告日の属する年度の直前10ヶ年度において、長崎県の優秀工事表彰又は下請表彰を受けているものとする。 ○下請表彰は、機関長表彰として評価する。	0.2 0.1 0	A：知事表彰または部長表彰 B：機関長表彰 C：なし
年間受注高の状況 （注：公告する工事の工事種別が土木一式工事の場合のみ対象とする。）	○ 年間受注高の状況は下記に示す比率で評価する。 ・比率＝年間受注高÷年度平均完成工事高（小数第3位切り捨て） ○年間受注高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事元請として施工した土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事及びしゅんせつ工事を対象とする。（随意契約工事は除く。） ・落札決定日が、公告する工事の公告日の前日から1年間遡った期間にある工事の落札決定額（当初請負契約額）の合計額とする。 ○ 年度平均完成工事高 ・長崎県土木部、水産部、農林部発注工事元請として施工した土木一式工事、と	0.5 0.42 0.33 0.25 0.17 0.08 0	A：比率 0.25未満 B：比率 0.25以上0.5未満 C：比率 0.5以上0.75未満 D：比率 0.75以上1.0未満 E：比率 1.0以上1.25未満 F：比率 1.25以上1.5未満 G：比率 1.5以上
	【主作業船】 ○主作業船の自社保有状況とする。（リース保有、出資会社保有は含まない。） ○当該工事での使用は義務づけない。 （自社保有及び主作業船の定義は、「長崎県発注の港湾・漁港	0.9 0.68	A：主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士2名以上 B：主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士1名

評価項目	評価内容	配点例	評価基準
主作業船の自社保有状況	等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領（平成20年10月15日 20建企第474号）による。） 【海上起重作業管理技士】 ○ 資格取得後、当該入札参加予定者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上）にある海上起重作業管理技士とする。	0.45 0.23 0	C：主作業船1隻で海上起重作業管理技士1名以上、または主作業船2隻以上で海上起重作業管理技士無し D：主作業船1隻で海上起重作業管理技士無し E：なし
曳舟の自社保有状況	【曳船】 ○ 綱D300PS以上の曳船（押船を含む）の自社保有状況とする。（リース保有、出資会社保有は含まない。） ○ 当該工事での使用は義務づけない。 （自社保有の定義は、「長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領」（平成20年10月15日 20建企第474号）による。） 【船員】 ○ 船員保険適用の船員として当該入札参加予定者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限日を含め連続して3ヶ月以上）にある者。	0.4 0.3 0.2 0.1 0	A：曳船2隻以上で船員2名以上 B：曳船2隻以上で船員1名 C：曳船1隻で船員1名以上、または曳船2隻以上で船員無し D：曳船1隻で船員無し E：なし
工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	※発注形態が単体の場合 ○ 施工管内における「主たる営業所」または、「管内営業所」の所在とする。 ※発注形態が共同企業体の場合 ○ 施工管内における、代表構成員及びその他構成員の「主たる営業所」の所在とする。 注）「管内営業所」は、入札参加資格要件を満たす以下に示す営業所。 ・「県内業者の営業所の取扱いについて」（平成24年12月26日24監第259号、24建企第491号）に基づく承認の通知を受けている営業所 注）「主たる営業所」の所在地が管内から管外へ変更となった場合、入札参加資格者名簿の管外に掲載された日から公告日が1年未満の期間は、管内に所在する受任営業所を「主たる営業所」とみなす。（入札参加資格者名簿の管外に掲載された日及び公告日含む。）	0.5 0.25 0	A： （単体の場合） 管内に主たる営業所あり （共同企業体の場合） 「代表構成員」及び「その他構成員」とも管内に主たる営業所あり B： （単体の場合） 管内に管内営業所あり（管内に「管内営業所」が無い場合は削除） （共同企業体の場合） 「代表構成員」又は「その他構成員」のどちらか管内に主たる営業所あり C：なし
社会貢献活動の実績A	○ 公告日の直前5ヶ年度において、管内における社会貢献活動（災害支援協定に基づく活動を含む）とする。 ○ 対象となる社会貢献活動 ア）公共施設の清掃・美化活動で、以下に該当するものとする。 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動。 ・登録制度がある国、市、町に関する活動。 イ）災害支援に関する活動で、以下に該当するものとする。 ・災害支援協定に基づく支援活動 ・災害支援協定に基づく支援活動を想定した訓練 ・災害支援協定に基づく支援活動に必要とする資材・機材等の総点検 ○ 活動回数 ・対象期間内に10回以上、かつ、いずれかの年度に4回以上の活動実績があるものとする。 ・回数は、ア）、イ）に該当するものの合計で、1日を1回としてカウントする。	0.2 0	A：活動実績あり B：活動実績なし
労務賃金の支払い ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。	○「1日当りの平均労務賃金」を「長崎県の設計労務単価以上支払う」ことを誓約する者を評価する。 ○元請及び下請全ての、以下に示す作業員等の「1日当りの平均労務賃金」を対象とする。 ・特殊作業員 ・普通作業員 ・運転手（特殊） ・運転手（一般）	0.4 0	A：誓約する B：誓約しない
下請次數の制限 ※公告する工事の工事内容により、該当する作業員を選定すること。	※土木工事の場合 ○ 当該工事の下請契約による請負次數を2次下請までと制限することを誓約する者を評価する。 ※建築工事の場合 ○ 当該工事の下請契約による請負次數を3次下請までと制限することを誓約する者を評価する。	0.4 0	A：誓約する B：誓約しない

なお、その際、合計は10点とすること。

技術資料作成要領

① 技術資料総括表

評価項目	様式	作成要領及び特記事項
	様式1号	1) 作成要領 ① 様式には押印すること。 2) 特記事項 押印がない者の提出した技術資料は無効とする。

② 施工計画

重点的に配慮すべき事項	様式2号	1) 作成要領
施工時における品質管理について		① 発注者の設定した「重点的に配慮すべき事項」に対し、具体的な施工計画を必ず記載すること。 ② 具体的な施工計画は現場条件を踏まえて記載すること。具体的とは、必要に応じ、施工場所、使用材料、期間、規模（延長等）、効果等が適切に記載されていること。 ③ 施工計画は本様式1枚に、句読点、数字、記号等を含み400字以内で記載すること。ただし、現場条件欄の文字は除く。なお、本様式には図、表等は添付しないこと。
施工時における安全管理について		
工程管理について		
		2) 特記事項 ① 本様式に記載がない場合や記載はあるが評価項目と明らかに異なる内容が記載されている場合は、入札は無効とする。 ② 施工計画が400字を超えた場合は、一切評価しない。 ③ 本様式に図、表等が添付されている場合は、一切評価しない。 ④ 施工計画に求めている様式以外の、資料が添付されている場合、一切評価しない。 ⑤ 施工計画の内容が判断できない場合、疑問がある場合は加点評価しない。

③ 配置予定技術者（現場指導員）の能力

「評価の基準」を証明する資料は、競争参加資格確認申請書において提出する各種添付書類とは別に、総合評価用として添付すること。

配置予定技術者（現場指導員）の施工実績	様式3号 （現場指導員を配置する場合は、現場指導員の実績を記入すること。） （現場指導員を配置しない場合は、配置予定技術者の実績を記入すること。その際に配置予定技術者を2名申請する場合は、それぞれの技術者毎に記入すること。）	1) 作成要領 ① 現場指導員の配置の有無を必ず記載すること。 ② 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ③ 「評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量・技術者名等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。 ④ 「バラベット護岸（胸壁付き護岸）」の場合は、必ず標準断面図またはバラベット（胸壁）が確認できる写真を添付すること。（※港湾・漁港の海上工事の場合のみ適用） 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
---------------------	---	--

配置予定技術者の資格 A	1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価の基準」の資格を証明する資料（資格者証、合格証明書等の写し）を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
配置予定技術者の資格 B	1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価の基準」の資格を証明する資料（資格者証、合格証明書等の写し）を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。

④ 企業の施工能力

「評価の基準」を証明する資料は、競争参加資格確認申請書において提出する各種添付書類とは別に、総合評価用として添付すること。

企業の施工実績	様式 4-1 号	1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価の基準」を証明する資料（コリンズの写し、契約書の写し、図面及び数量表の写し、発注機関の証明書等のうち、工事内容・数量等の施工実績の確認に必要なもの）を添付すること。 ③ 「バラベット渡岸（胸壁付き渡岸）」の場合は、必ず標準断面図またはバラベット（胸壁）が確認できる写真を添付すること。（※港湾・漁港の海上工事の場合のみ適用） 2) 特記事項 添付された資料で、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
優秀工事表彰		1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価の基準」を証明する資料（優秀工事表彰状の写し等）を添付すること。 2) 特記事項 添付資料により、「評価の基準」が確認できないものについては、評価しない。
年間受注高の状況		1) 作成要領 当該企業で把握している、「年間受注高」「年度平均完成工事高」を記載すること。 2) 特記事項 本様式への記載の「年間受注高」「年度平均完成工事高」を参考とし、長崎県データベースの金額により評価する。
主作業船の自社保有状況 (港湾・漁港の海上工事の場合)	様式 4-2 号	1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 長崎県土木部港湾課及び水産部漁港漁場課が、「長崎県発注の港湾・漁港等海上工事における作業船関係確認申請書（様式 3）（以下：申請書）」の提出により確認した主作業船及び海上起重作業管理技士を記載すること。（「評価の基準」を証明する資料は不要とする。） ③ やむをえず、上記②以外の主作業船及び海上起重作業管理技士を記載する場合は、「評価の基準」を証明する下記に示す④及び⑤の資料を添付すること。 ④ 作業船の 3 ヶ月以上の自社保有を証明する資料・・・作業船保有確認証、登記簿謄本、償却資産申告書（当該船舶関係部分）、固定資産税納税通知書と領収書又は納税証明書、法定等検査合格証等、売買契約書、譲渡を証明するもの等の写し。 ⑤ 海上起重作業管理技士の資格取得後 3 ヶ月以上の雇用を証明する資料・・・資格者証の写し及び雇用関係を証明する資料（健康保険証等の写し）。 2) 特記事項 ① 上記に示す作成要領②の場合は、本様式に記載がないものについては評価しない。 ② 上記に示す作成要領③の場合は、添付された資料で、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
曳船の自社保有状況 (港湾・漁港の海上工事の場合)		1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 長崎県土木部港湾課及び水産部漁港漁場課が、「申請書」により確認した曳船及び船員（船員保険適用）を記載すること。（「評価の基準」を証明する資料は不要とする。） ③ やむをえず、上記②以外の曳船及び船員（船員保険適用）を記載する場合は、「評価の基準」を証明する下記に示す④及び⑤の資料を添付すること。 ④ 曳船（押船を含む）の規格（鋼 D 300PS 以上）及び 3 ヶ月以上の自社保有を証明する資料・・・船舶検査証書及び船舶検査手帳等の写し。 ⑤ 船員（船員保険適用）の 3 ヶ月以上の雇用を証明する資料・・・雇用関係を証明する資料（船員保険被保険者証の写し）。 2) 特記事項 ① 上記に示す作成要領②の場合は、本様式に記載がないものについては評価しない。 ② 上記に示す作成要領③の場合は、添付された資料で、「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。

工事の確実かつ円滑な実施体制としての拠点	様式5号	1) 作成要領 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容（区分・所在地）を記載するものとする。 2) 特記事項 本様式に記載がないものについては評価しない。
社会貢献活動の実績A		1) 作成要領 ① 「評価の基準」に該当するものがあれば、その内容を記載すること。 ② 「評価の基準」を証明する資料として、以下のものを添付すること。 ・活動を証明する資料 ・「長崎県アダプト事業」、「長崎県愛護団体登録制度」に基づく活動については、「愛護団体登録通知書またはアダプト決定通知」の写し及び「清掃・美化作業終了届」の写し ・「国、市、町に関する社会貢献活動」で、企業名で登録できるものについては、登録を証明する資料 ・「国、市、町に関する社会貢献活動」で、企業名で登録できないものについては、当該企業が活動団体であるあることを公的機関が証明する資料、及び当該活動において参加した者が、当該企業所属の従業員であることを当該企業の代表者が証明する資料 ・災害支援に関する活動については、当該企業が所属する協定団体が証明する資料 2) 特記事項 添付された資料で「評価の基準」が確認できないものについては評価しない。
労務賃金の支払い		1) 作成要領 ① 「1日当たりの平均労務賃金」を「長崎県における設計労務単価以上支払う」ことを誓約する場合は「誓約する」を、誓約しない場合は、「誓約しない」を選択すること。 ② 上記①の選択にあたっては、長崎県土木部ホームページの総合評価様式集に掲載している「労務賃金支払確認表」の記載要領を参考とすること。
下請次數の制限		1) 作成要領 (※公告する工事が土木工事の場合) ① 当該工事の下請契約による請負次數を2次下請までと制限することを誓約する場合は「誓約する」を、誓約しない場合は、「誓約しない」を選択すること。 (※公告する工事が建築工事の場合) ① 当該工事の下請契約による請負次數を3次下請までと制限することを誓約する場合は「誓約する」を、誓約しない場合は、「誓約しない」を選択すること。

※添付が義務づけられている証明する資料は、基本的に競争入札に参加する者が保有する資料とするが、それが無い場合、またはそれにより証明できない場合に限り「発注機関の証明書」とすることができる。

⑤ 客観的評価項目の自己審査表

様式	作成要領及び特記事項
自己審査表	1) 作成要領 ① 「評価の基準」に基づき、各評価項目の配点を記載すること。 ② 配置予定技術者を2名申請する場合は、配点合計が低い配置予定技術者の配点を記載すること。 2) 特記事項 評価は提出された技術資料により行い、自己審査表は参考資料とする。